

議員提出議案第2号

日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年5月16日提出

提出者	日進市議会議員	余語	充伸
”	日進市議会議員	近藤	ひろき
”	日進市議会議員	渡邊	明子
”	日進市議会議員	舟橋	よしえ
”	日進市議会議員	白井	えり子

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市議会政務活動費の収支報告書の閲覧の対象者を制限しないために、日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する必要が生じたからである。

2 主な改正点

収支報告書の閲覧の請求できる者を市内に住所を有する者及び市内に事業所又は事業所を有する個人又は法人から何人もと変更する。

日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

日進市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(収支報告書の保管及び閲覧) 第12条 略 2 <u>何人も</u> 議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。	(収支報告書の保管及び閲覧) 第12条 略 2 <u>次の各号に規定する者は</u> 、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。 (1) <u>市内に住所を有する者</u> (2) <u>市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。